平成２３年（フ）第１６３号
新潟県新潟市秋葉区山谷町３丁目８番３号、申立時の住所新潟県南魚沼市六日町2873　レオパレス四ツ葉Ⅱ102号室
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
新潟県長岡市左近２丁目121番地、前住所新潟県上越市幸町15番３号
債務者　寺本　好治
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
山口県宇部市岬町１丁目９番11　ホワイトパレス岬町702号、旧住所山口県宇部市昭和町４丁目11番10―302号
債務者　奥田　聖子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１７７７号
札幌市白石区菊水上町２条４丁目36番地
債務者　柴田由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８９号
札幌市北区百合が原９丁目10番１号　センターヴィレッジ１―Ａ号
債務者　僧都　直子（旧姓中居・鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１９号
札幌市白石区北郷６条４丁目６番11号
債務者　橋本真珠美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８１号
札幌市西区山の手７条５丁目１番15号　森マンション201号
債務者　浮田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４２号
札幌市西区西野８条９丁目９番８号
債務者　砂子田政昭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６０号
札幌市西区発寒12条４丁目４番20―302号
債務者　浅野　慎一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０６号
札幌市北区篠路３条８丁目２番６号
債務者　高橋　英雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１５号
札幌市白石区北郷６条４丁目７番７―201号
債務者　佐々木佳樹
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４７号
札幌市中央区南３条東２丁目15番地１　ビッグタワー南３条705号
債務者　鈴木　陽介
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５８号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目６番５号　第12大成コーポ203号
債務者　柏谷　妙子（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８５号
札幌市西区発寒８条７丁目10番２号　発寒グリーンハイム101号
債務者　大室　　希
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９４号
北海道石狩市花川北６条３丁目74番地　グリーンコート花川103号
債務者　高橋　康明
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０５号
北海道北広島市大曲並木３丁目13番地９
債務者　小西喜美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番19―203号
債務者　吉田　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部